公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

令和5年6月5日

いばらきパンダ誘致推進協議会会 長 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 役務の件名

パンダ誘致に係る Wi-Fi データを活用した人流分析業務委託

(2) 役務の特質等

別に定める説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで(予定)

2 参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規 定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく、 競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指 名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同上第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

- (1) 審査方法及び結果の通知
 - ア 提出された企画提案書は、協議会事務局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価 基準により審査(プレゼンテーションは実施しない)を行う。
 - イ 採否については、決定後速やかに通知する。

(2) 提案内容を特定するための評価項目

| ①理解度 | 業務の目的、内容について十分に理解しているか。 |
|----------|-----------------------------|
| ②独創性·説得力 | 提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。 |
| ③具体性 | 提案内容に具体性を伴っているか。 |
| ④事業遂行体制 | 作業工程や内外での体制等が、事業を確実に遂行できるか。 |
| ⑤総合評価 | 提案内容から受ける全体的な印象はどうか。 |

4 公募に関する説明書の交付場所等

(1) 説明書及び仕様書の交付場所及び問合せ先

いばらきパンダ誘致推進協議会事務局(茨城県営業戦略部観光物産課観光戦略担当内) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 電話 029-301-3617

(2) 説明書及び仕様書の交付期間

令和5年6月5日(月)から令和5年6月16日(金)までの午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

- (3) 説明書等は、(1)で配布するほか、茨城県HPからダウンロードすることができる。
- (4) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年6月16日(金)午後5時(必着)

イ 提出場所 いばらきパンダ誘致推進協議会事務局 茨城県庁4階南側

(茨城県営業戦略部観光物産課観光戦略担当内)

ウ 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残るもの)に限る。

5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された提案書の著作権は、いばらきパンダ誘致推進協議会に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保 証金の全部又は一部の納付を免除する。